

第二十四回 参議院社会労働委員会会議録第三十五号

昭和三十一年五月十五日(火曜日)午前十一時三十分開会

委員の異動

本日委員最上英子君、井村徳二君、西岡ハル君、紅露みつ君、植原亨君及び藤原道子君辞任につき、その補欠として加藤武徳君、寺本廣作君、中川以良君、池田宇右衛門君、長谷山行毅君及び菊川孝夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 重盛壽治君
副委員長 理事 高野一夫君
委員 谷口弥三郎君
山下義信君
草葉紅露
榎原隆圓君
寺本横山君
竹中勝男君
藤原道子君
山本經勝君
田村文吉君
森田義衡君
國務大臣 厚生大臣 小林英三君
労働大臣 倉石忠雄君
政府委員 諸達府労務部長 海老塚政治君
厚生省保険局長 高田正巳君
労働政務次官 武藤常介君

事務局側
基準局長 富権總一君
常任委員 会専門員 多田仁巳君
説明員 労働省労政局長政大野雄二郎君

本日の会議に付した案件

○健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働保険審査官及び労働保険審査会法案(内閣提出、衆議院送付)

○労働情勢に関する調査の件(駆留軍労務者の失業対策に関する法律案)

○委員長(重盛壽治君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動を報告いたします。五月十五日付最上英子君辞任、加藤武徳君選任、当月付井村徳二君辞任、寺本廣作君選任、当月付西岡ハル君辞任、中川以良君選任、以上であります。

有り案を一括して議題といたします。御質疑をお願いするのでござります。

が、審査の都合上、衆議院の修正点に対する衆議院議員への質問を一応本日は留保いたしまして、全般に対する質疑を政府に対して行うこととにいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(重盛壽治君) 御異議ないと認めます。それでは質疑をお願いいたします。

〔席〕

〔委員長退席、理事谷口弥三郎君着席〕

○竹中勝男君 きよは予定は、衆議院の修正案に対しても質問をするつもりでおったのですが、きよ

う都合で見えられませんので、衆議院に対する私の質問の点につきましては、次回に保留いたしたいと思つてお

りますが、それできよは質問を政

府の方に對してするわけであります

が、この改正案の一番重要な点は、一部負担の問題と、政府管掌健康保険の赤字の問題の二つに、大体集約される

りますが、それできよは質問を政

府の方に對してするわけであります

が、この改正案の一番重要な点は、一部

負担の問題と、政府管掌健康保険の赤

字の問題の二つに、大体集約される

りますが、どうも私にとつては不明

あります。それで、この前衆議院の方

に向つて、衆議院の担当者に向つて、

山下委員からお尋ねがあり、それに関

連して政府からの御返事があつた点で

あります。どうも私にとつては不明

度、この点は重要な意味を持つておる

と思いますから、お尋ねするのであり

ます。それが、患者の一部負担、初診料、再診料、入院料についてですね、その一部負担といふものの性格は何かといふ

と思いますが、どうも私にとつては不明

度、この点は重要な意味を持つておる

と思いますから、お尋ねするのであり

ますが、患者の一部負担、初診料、再

診料、入院料についてですね、その一

部負担といふものの性格は何かといふ

と思いますが、初診料の五十円とい

うものは何かといふことを、この前山

下委員が尋ねられましたときに――こ

れは五十円といふことを、もう一度そ

の点明かにして下さい。

○政府委員(高田正巳君) 改正法の四

十三条の八に一部負担のことがきめて

ございますのでござりますが、その際

に、たとえば今御指摘の点は一号に關するものだと存じますが、この五十円といふことは「五十円以下ニ於テ厚費であるといふ点についてはきわめ

てその通りだらうと思いますが、医療費の中で、初診料の五十円、再診料のと

きの十円ないしは二十円、三十円、入

院の場合の一回六ヶ月間三十円とい

うかに投薬もあることなどがございま

す。それは、医療費の中で一体何なのであ

るかということを、まずお尋ねしたい

のです。

〔委員長退席、理事谷口弥三郎君着席〕

○政府委員(高田正巳君) お答えいた

します。医療費の中のたとえば初診料とかあるいは処置料とか入院料とか、

医療費の内容といたしましてはいろいろなものがあるわけでございますが、

それのどれを負担するといふのでな

くして、その際にかかりました医療費

全体のうちのたとえば二十円とかある

いは三十円とか、こういう趣旨でござ

います。従いまして、医療費の中の何

かといふ御質問につきましては、その

際にかかつた医療費のうちの一部とい

うふうにお答えをいたすより、方法が

ないと存じます。

○竹中勝男君 それは、具体的にお尋

ねいたしますが、初診料の五十円とい

うものは何かといふことを、もう一度そ

の点明かにして下さい。

○政府委員(高田正巳君) 今、先生が

御引例になりましたのは現行法の四十

三条の二でございまして、その二項に

は「初診料ノ額ニ相当スル額ヲ」と、

こう書いてございます。で、私が御説

明いたしましたのは、改正法の四十三

条の八でございまして、その二項に

は「初診料ノ額ニ相当スル額ヲ」と、

この規定は規定しておるのでございま

すといふことの御説明を申し上げたの

でござります。

○竹中勝男君 それでは、この一部負担を、これは何年からやられたわけですか。二十四年か、あるいは二十六年で、どういふ意味に説明されておったわけですか。

○政府委員(高田正巳君) 現行法のこの規定はどういう趣旨かという御質問であろうかと存じますが、これはそこに書いてござりまする如く、「初診料ノ額ニ相当スル額ヲ」一部負担金トシテ支払フベシ」ということでござります。初診料ノ額ニ相当スル額とは幾らであるかと存じます。初診料は現行、御存じのように、四点でございます。當時も四点であつたよう記憶をいたしますが、その四点に相当する額とということになりますから、単価がかりに十二円五十銭であるといたしますれば五十円、十一円五十銭であるといたしますれば四十六円ということに、「初診料ノ額ニ相当スル額」というのは相なるわけでございます。

○竹中勝男君 そうしますと、この四点、甲地で四点、乙地でも四点、五円あるいは四十六円といふものは、現行法によるとこれはどこに、その見通しといいますか、四点といふことの意味は診察料といふことが主たる理由ですか、一部負担の内容といふものは、趣旨は、改正せんとしている、改正法における一部負担の意味合いをお尋ねになつておるのでございましょうか。あるいは現行法の四十三条の二に規定されていますが、改正是せられておりまする一部負担のことを御質問になつておるのでございましょう。

うか、その点をもう一度、恐縮でござりますが。

○竹中勝男君 むろん現行の五十五円と

いうものの性質を明らかにするために、二十四年度に初診料といふものが五十円と規定されたときのことを伺つておるわけなんです。それと全然別ものだという解釈なんですか。

○政府委員(高田正巳君) 一部負担のやり方につきましてはいろいろな方法があるわけございまして、たとえば先ほど申し上げましたように、投薬などとば薬治療料を一部負担をするとか、

あるいは初診料そのものを一部負担をするとか、あるいは入院料を一部負担をするとか、

かかる場合は、あるいはまた外國でもそういう例が多々ござりまするよ

うかがかつた医療費の半分を一部負担をす

るとか、あるいは一部負担をするとか、あるいは一部負担をするとか、

かかる場合は、あるいはまた外國でもそういう

うかがかかる場合は、あるいはまた外國でもそういう

ませんので、「初診料ノ額ニ相当スル額ヲ」と、こういふうに書いてござりますので、先般の山下議員の御質問にもお答えをしたわけでござりまするが、これにいたしましても、初診料と定につきましては、こちらになります。初診料を一部負担しろというふうに書いてございませんので、従いましてこの際におきに関連をする初診料といふのが出ておるわけでございます。初診料を一部負担しろというふうに書いてございませんので、従いましてこの際におきに關連をする初診料といふのが出ておるわけでございます。初診料を一部負担しろといふうに書いてございませんので、従いましてこの際におきに關連をする初診料といふのが出ておるわけでございます。初診料を一部負担しろといふうに書いてございませんので、従いましてこの際におきに關連をする初診料といふのが出ておるわけでございます。初診料を一部負担しろといふうに書いてございませんので、非常に不明確な規定になつております。従いまして、その間に現行法の建前と改訂法の建前と、さほど本質的な相違はないものと私自身は考えておるわけ

でござります。

〔理事谷口弥三郎君退席、委員長着席〕

○竹中勝男君 現行法と改訂法と本質的に初診料の解釈については変化がないといふ前提、そういうお考のものと

この前も問題になつたわけですが、「初診料ノ額ニ相当スル額」といふことは、これはもう文法的にははつきり

別だといふことはわからずけれども、それが、「初診料ノ額ニ相当スル額」といふものと初診料とは別であるといふことは、これはもう文法的にははつきり

ないといふなり方もあるわけございまして、いろいろなやり方があるかと

いうふうなやり方もあるわけございまして、いろいろなやり方があるかと

いうふうなやり方もあるわけございまして、いろいろなやり方があるかと

でなければ、まあ「いこい一個ニ相当スル額」と法律に書いてございませんですね。その違います。それをどういうように解釈されますか。

○政府委員(高田正巳君) 現行法の規定につきましては、こちらになります。初診料の支払いの時期といふようなものではありませんので、従いましてこの際におきに關連をする初診料といふのが出ておるわけでございます。初診料を一部負担しろといふうに書いてございませんので、従いましてこの際におきに關連をする初診料といふのが出ておるわけでございます。初診料を一部負担しろといふうに書いてございませんので、非常に不明確な規定になつております。従いまして、その間に現行法の建前と改訂法の建前と、さほど本質的な相違はないものと私自身は考えておるわけ

でござります。

〔理事谷口弥三郎君退席、委員長着席〕

○竹中勝男君 現行法と改訂法と本質的に初診料の解釈については変化がないといふ前提、そういうお考のものと

この前も問題になつたわけですが、「初診料ノ額ニ相当スル額」といふことは、これはもう文法的にははつきり

別だといふことはわからずけれども、それが、「初診料ノ額ニ相当スル額」といふものと初診料とは別であるといふことは、これはもう文法的にははつきり

ないといふなり方もあるわけございまして、いろいろなやり方があるかと

いうふうなやり方もあるわけございまして、いろいろなやり方があるかと

いたしておりますのでございまして、いつどれだけの金額を払うかということを明確に規定をいたしておる次第でございます。

○竹中勝男君 何かそこにやはり具体的な基準がなければ、その額といふものをきめる根拠は出でこないわけなん

です。事実一般に現行法によつても、これは初診料であるといふうに解釈いたしますする際に、かように表現をなつております。従いまして、初診料そのものを負担するのには、非常に明確な規定になつております。従いまして、その間に現行法の建前と改訂法の建前と、さほど本質的な相違はないものと私自身は考えておるわけ

でござります。

〔理事谷口弥三郎君退席、委員長着席〕

○竹中勝男君 現行法と改訂法と本質的に初診料の解釈については変化がないといふ前提、そういうお考のものと

この前も問題になつたわけですが、「初診料ノ額ニ相当スル額」といふことは、これはもう文法的にははつきり

別だといふことはわからずけれども、それが、「初診料ノ額ニ相当スル額」といふものと初診料とは別であるといふことは、これはもう文法的にははつきり

ないといふなり方もあるわけございまして、いろいろなやり方があるかと

いうふうなやり方もあるわけございまして、いろいろなやり方があるかと

書をお出しになりましたものの中に、

おきました。一日につひて三十円ずつ負担をするということを改訂法の四十

三条ノ八で規定をいたしておりますが、この三十円が食費を負担するんだといふ御説明は、実は私どもといたしましては、国会では今までさような御説明はいたしておらないのでございま

す。ただ、御存じの七人委員会等で報告

一日の米代に相当するくらいの金額は、うことで三十円ということを書いてござります。私どもいたしましては、別にさよなら、これはたとえば米代であるとか、あるいは入院の際の何々代であるとか、あるいは費用代であるとか、あるいは入院の際の何々代であるとかといふ法律の建前にいたして規定をいたしておりますつもりではございませんのでござります。従いまして、その三十円といふものは、一体何の基礎によるもののかというただいまの御質問でござりますが、別に三十円につきまして数学的な基礎はございません。

○竹中勝男君 数学的な基礎がないと言われることは、この二十数億の赤字を一部負担に分けるときに、初診料のとき五十円、再診料に三十円、入院のときに一日三十円といふふうに、どうひう根拠でこれを分けられたわけですか。根拠なしに分けられるはずはないわけですが……。

○政府委員(高田正巳君) 私どもが三十四といふ金額を全然根拠なしにきめたなどいう意味ではございませんので、この三十円といふものが米代に相当する金額だということではない、あるいは何々代に相当する金額ではないと、そういう建議になつておるのでござりますといふことを御説明申し上げたわけでござります。たとえば米代を負担するなんだと、いうことになりますれば、米代の上下によつて一部負担の金額は変つてこなけれども、ならぬといふ理屈になるわけでござります。この一日三十円入院の際に御負担を願うといふことを私どもがきめましたその過程におきましては、いろいろな配慮はいたしております。しかしながら、この三十円が米代であるとか、あるいはこういう

数学的な積み上げから三十円そのものの
んだといふうな、三十円そのものの
うことを御説明を申し上げたわけでござります。入院患者について一部負担
をお願いをするということにつきまし
ては、いろいろ、たとえば各種の関係
者の機関等におきまして、在宅患者と
の均衡の問題でございますとか、いろ
いろ論議をされて、入院患者にも一部
負担をお願いをいたしたいといふ建前
に立ちまして、しかば一体どの程度
であれば一部負担として御本人が負担
を願えるであろうか。その際には、私
どもといたしましては、一ヵ月の入院
料が一体どのくらいに医療費がかかる
かといふようなことも参考にいたしま
するし、あるいはまた、かりに被保險
者が入院いたしました際に受ける傷病
手当金の金額といふふうなものも頭に
おきまして、いろいろなことを勘案い
たしまして、まず三十円くらいを御負
担を願うのが適当であろうと、こうい
うふうな諸般の配慮から、この金額と
いうものは私どもとして適當なりと判
断をいたしたわけでございます。

十円という程度であれば、いろいろな人との
対応に困らぬ程度であります。しかし、
この程度は御負担願ひるのではあるまい
か。これも厳密な意味の負担能力とし
てはございませんが、ますやくそ
うふうな考え方から、一日三十円と
いうものをきめた次第でござります。
○竹中勝男君 まあ均衡といふ考え方
ですね。これは大事な考え方なんんで
す。けれども、均衡ということを考
られる以上は、事実上負担ができない
者もその中には出てくるということを
予想しなければ、均衡といふ理論は出
てこない。均衡と平均はむろん違います
するけれども、大体そういう一つのめ
どというものを最低に置かれたわけで
はないのですから、最低のものもある
から、たとえば独身の者といふもの
は、最低のものと考えなければならな
い。そうすると、こういう人たちが明
らかに理論上からも負担の能力がない
人なんです。七百円ぐらいしか自分の
手もとに残らないわけですから、入院
したら九百円を負担すれば、最低の標
準報酬といふものから割り出したら、
そんなんです。明らかにこれは負担能
力がない者です。負担能力がない者で
あることははつきり理論的にもわかつ
ておることなんです。そういうことを
いかと思いますが、局長のお考えはど
うでしよう。あるいは大臣の御意見も
伺いたい。

御弓例の独身者で最低の標準報酬の方、これはまあ傷病手当金が支給されるといたしますれば、千六百円という…

○竹中勝男君 九百円差し引くわけですよ。

○政府委員(高田正巳君) その中で負担をして、九百円を負担していただくということになる。

○竹中勝男君 そろすると、七百円しか残らないでしよう。

○政府委員(高田正巳君) さようございます。しかし、かような例は何も、その方お一人でございまして、それが入院なさる場合、その方の衣食住というものは大体、病院の方でemandらを見ていただくなわけでございます。小づかいがまあ若干必要であるということになるわけでございます。かえつてそういう方は、私はむしろそれほど負担ができないという方ではないのではあるまいか。むしろ、かりにお困りになる方が出るといったまれば、そういうふうな独身の方でなくして、家族を若干でも抱えて、そうして平均標準報酬、まあ一万円とか二万円とかいふような方の方が、ことによりますと、現実には苦しいといふような場合もあり得ると思います。従いまして、私が最初申し上げましたように、この負担能力といふものは画一的に、標準報酬が低いから負担能力がないとか、高いからあるいははどうだとかいうふうには参らない。その人その人の事情によりまして、楽な方もあるし、苦しい方もあるであります。しかし、まづ月九百円程度ということであるならば、まずまず何とか入院を願つて、一

万二千円から一万四、五千円程度の給付を受けられるわけであります。そのうちで五百円程度を御負担願うということは、どこかほかにもかけるといふことを考えまするならば、ますますその辺であるならば非常に苛酷な負担ということにはならない。もちろん全然御負担をなさらぬよりは苦しいわけでござりますけれども、ますますこの程度であればといふうな私どもの考え方なのでございます。

のものに、こういう一部負担の制度に入院料に課していくことにつては、非常な危険な状態に陥る、二負担が事実上できなくなるのじやないか、それで入院料は全部ただ、活はただじやないか、こういうふうに、こういうように私ども考えるのか、臣に一応お尋ねしたいのです。ですが、まあ机の上で、七百円残るじやないか、それで入院料は全部ただ、生活はただじやないか、こういうふうに、こういうふうに私ども考えるのか、割り切つてしまえば、これはもう人間の生活、現実の社会に生きておる人間、というものを対象にしたものの考えではないと私は思うのですが、厚生大臣に一応お尋ねしたいのです。喜んで、こういう無理なことをやって、果して國庫が、被保険者が一部負担をやれるとうようにお考えですか。喜んで、これは日本の政府はありがたいことをしておるという感謝でなくとも、とにかくこれでやつていける、生活に困らない、とお思いですか。主人が病人になり、家族がいる。しかも傷病手当をもらつて、生活しなければならない。そのうちから九百円差し引くということで、この今の独身の最低の者の周辺に住む、家族を持つておる人たちの生活が、これで安定が期せられるとお思いですか。

方法で、あるいは生活保護とかなんとかというような問題で考えることでござりまして、今局長のるる御説明申し上げましたような工合に私も考えておりますが、藤原道子君 関連して。私は大臣のお答えを聞いて、実にもうがまんがならないのです。保険といふものの性質はどんなものでしようか。あなたはいつも、口を開けば、社会保障の確立と言つていらっしゃる。今般の政府は社会保障の拡大をもつて去年の選舉には臨んだはずなんです。ところが、この考え方方は一体どういうわけなんですか。保険をかけておる人が病氣になつて、入院して、一部負担ができるれば別途方針がある、生活保護を適用することも考えられる、といふお言葉を伺うに至つては、あなたの社会保障に対する考え方を根本的に追及していくなければならぬのですが、それは私は関連質問でございますから、あまり時間もいただけませんけれども、それならば何日三四十円くらいは持てるだろう。持てない患者はどうなるのか。それと同時に、一部負担ができるなかつたら、最終的な責任は一体だれが負うことになるのでしようか。ことに政府管掌は中小企業が対象になっている。中小企業の給与といふものは非常に低いのです。非常に低い給与で、せいいぱい働いて月給もらつても、それこそ水準に至らない生活をしている労働者が多いのです。入院して、医療給付で妻子を養つて、さらに一月九百円の負担といふのは容易じやないのですが、そういう点はあなたはおわかりになつていらないのじやないでしょうか。ということ

は、乏しい給料から保険料をかけておら保険料をかけている人が、また入院すれば、わざかな療養給付から、また九百円。九百円といえば、そういう労働者にとつては膨大な金ですよ。こういうような場合に、それが当然だとお考えでしようか。負担ができるとお考えでしようか。

結局、そういうことになれば、生活保護だ何だといふことになれば、少々病気でもがまんして、入院しない結果になるでしょう。そうなつたら病気が悪くなる。早く入院すれば十日で済むものが、重くなつて入院すれば一ヶ月も二ヶ月もかかる。人権問題であり、また保険経済上からいっても私はマイナスだと思う。そのくらいのものはできるでしようという考え方の根拠を私聞きたいのですよ。全額もつて豊かな生活をしているとお考えでしようか。それから療養給付になつて、三人五人の家族を養つて入院しておる患者さんが、九百円の負担をする。ことに入院すれば、局長にも伺いたいのですが、七百円残るじゃないかという。病気になれば何かと小づかいが要ることはわかるでしょうがね。那一つ買つたつて幾らになりますか、リンゴ一つ食べたら幾らになりますか。労働者が病気したら、そういうものを食べればぜいたくだというお考えなんでしょうか。それから一つ私は聞きたいのです。

○國務大臣(小林英三君) 私が竹中さんに答弁を申し上げましたのは、今藤原さんがお聞きになつたよりなつもりはないのです。

○藤原道子君 だつて、そうじゃありませんか。

○國務大臣(小林英三君) 大体におきまして、入院している方は、外来で保険にかかりてはいる方から考えますれば、先ほどから保険局長がる御説明申し上げてはいるようなことでございまして、それは一ヶ月に九百円の負担をするよりも、しない方がいいのはもちろんでござりますけれども、すべての均衡等も考えますし、まあ私といたしましては、いろいろなお考えがございましてようけれども、まずまず一ヶ月に九百円くらいならば御負担は願えるものだ、それができないようならケースの場合におきましては、別途に考えてあげるべきものじゃないか、こういふふうにお答え申し上げたのでござります。

四

長会議の席上 講「万が一」と「大企業を引用いたしますなれば、「これを単なる法の解説、適用の問題として判断処理することなく、中小企業全体に対する

有会にて、はるかに前年未済を了めまして四十八件で、うち決定を見てはいるものは二十四件あり、このうち認されたものは四件、一部容認されることは二件となつてはいる。補償審査会は二件でいざれも決定を見たわけであります。

をさことに再審査した審査会が請求の一
割強を全部または一部容認しておるよ
うな点であります。これは審査会が現
地において三者構成の妙味により、勞
働者の保護の万全を期し得たものであ
るかと思われます。

求が出ており、さらにその請求が容された事件が多い実情でございます。
以上、今回の調査の概要を御報告いたしましたが、具体的事件の内容その他の問題点につきましては、審査官法案の審査の過程におきまして、関連してこれを解説して参りたいとかのように考

○監督からお見えになつております。
○山本経勝君 それでは一つ質問をしてよろしいですか。

も、労働基準局は労働者の保護を建前とした労働基準法を完全に適用し、あるいは実施させるような指導なりあるいは監督業務の強化による推進が必要かと考える次第であります。

次に福岡県につきましては、主として労災保険審査官及び保険審査会に対する審査の請求の実情等を調査して参ったわけでござりますが、審査機関の活動状況は、昭和二十八年度におきましては、審査官請求は前月末残を含めまして八百十二件の多きに達しております。うち決定を見ておるものは五百六十三件であり、この決定中請求が容認されたものが二十七件、一部容認されたもの二十六件となつており、さらに保険審査会請求は、前月末残を含めまして三十九件で、うち決定を見ておるのは二十二件で、請求が容認されたものは四件となつてゐる。また補償

たものが一十九年末残を含めまして七十六件で、うち決定を見たものは三十一件あり、そのうち審認されたもの一件、一部容認されたもの二件となつております。補償審査会については三件あります。が、いずれもまだ解決を見しておりません。

以上が審査機関の上に現われました数字であります。件数は逐年増加の傾向があり、三十年度は審査官請求件数は千百件をこえ、保険審査会請求も七十六件の多きに達しております。大体審査会に請求するものの一割に相当する状況でございます。請求内容はほとんど傷害等級の変更を求めるものであります。ついで業務上の決定を求めるもの、再発の確認を求めるもの、及び給付

と、審査官請求が前年末残を含めて一千十件の多きに上つておるのであります。このうち決定を見ましたものは七百十八件であります。そのうちでさらにお尋ねの如きは四十三件であります。このうち認定されたものは三十三件となつておるような次第でござります。保険審査

た、今回の審査官法では、審査官の職権を特に強化しておられる点がおもなものであります。内では審査官が事実の審査を行ふに当つて労使とも十分協力をいたしておられまするし、それからさらに審査会の活動が非常に円滑に進行しております。関係上、新しい提案になつております。法案のような実情ではなく、むろんこの点では現在のような三者構成によつてやられることが実態に即した労働者を救済する、といふ法の趣旨にも合致するものであるということを基準局自身で言われています。

最後に、今回の審査官法は労働基準法第八十六条の労働者災害補償審査会を廃止いたしまして、基準法のみ適用される労働者の補償に対する審査の請求は審査官どまりとなつておりますが、この点は特に保護の必要な五人未満の零細な企業に働く労働者の取扱いに著しい不均衡になるのではないかといふうに憂慮をされております。先ほど申し上げました通り、福岡県においても毎年二件ないし三件の補償審査会請

たような大工場、大資本による大企業のものに下請けをやつた中小企業といふ形でなく、主として独立された零細な中小企業が散在している。こういふような状態のことと、福岡のこところで申し上げましたように鉄鋼、石炭、化学、こういった基幹産業でしかも代表的な大企業がございます。従つて中小企業はありますけれども、これが多くはこれらの大資本の大企業の下で下請といったような関係で、一つの関連性をもつてゐるといふところの相違性があると思います。そういう点を特に考慮に入れまして、以上の通り調査をいたし、御報告を申し上げる次第でござります。

○理事(高野一夫君)　武藤政務次官、富樺労働基準局長、村上総務課長が旁に坐つておられるのは労働省十五日紳原亨君が辞任、長谷山行毅君が選任されました。

○理事(高野一夫君)　この機会に委員の異動について報告いたします。五月十五日紳原亨君が辞任、長谷山行毅君が選任されました。

○理事(高野一夫君)　きょう政府側でおいでになつていただいておるのは労働省と……。

ここで提案の趣旨はむろん新しい一つの立法措置になつてくるであろうと想つのですが、それについては基準法の根本的な精神が抹殺されるような結果が起りはしないかということを強く憂うるものであります。ですから、まず從来あつた基準法の三者構成による審査会機構を廃止しなければならないといふ点から一つ御解明をいただきたい、かように考えます。

○政府委員(宮澤總一君) お答え申し上げます。労災保険と基準法におきまして労災補償の問題を扱うのであります。が、実質的にはやや似た格好になつておりますが、法律的な立場から見ますと、二つの制度は非常な違いがあるわけでござります。で、基準法に基く補償のほとんどの大部は労災保険でまかなつておるわけでございます。その労災保険につきまして、何か問題があつた場合に一々裁判所に持つっていくのであれば、非常にこの労働者の権利救済上困るというので、何とかして行政のワク内において権利救済の制度を設けよう、そのため監督署長の扱いに

をさことに再審査した審査会が請求の一部強制を全部または一部容認しておるという点であります。これは審査会が租地において三者構成の妙味により、労働者の保護の万全を期し得たものであらうかと思われます。

なお、福岡県においては、審査会に要する費用等について十分実情を伺つたわけであります、それによりますと、年間審査会に要する費用が四万円程度であります。しかも審査会では七十件から八十数件に上る多数の事件を取扱つておる、こういう実情が明らかになつて参つたわけであります。また、今回の審査官法では、審査官の職権を特に強化しておられる点がおもなものであります。が、今回の調査の範囲内では審査官が事実の審査を行ふに当つて労使とも十分協力をいたしておりますし、それからさらに審査会の活動が非常に円滑に進行しております。まことに、新らしい提案になつております法案のよくな実情ではなく、むしろこの点では現在のような三者構成によつてやられることが実態に即した労働者を救済するといふ法の趣旨にも合致するものであるということを基準局自身で言われております。

最後に、今回の審査官法は労働基準法第八十六條の労働者災害補償審査会を廃止いたしまして、基準法のみ適用される労働者の補償に対する審査の請求は審査官どまりとなつておりますが、この点は特に保護の必要な五人未満の零細な企業に働く労働者の取扱いに著しい不均衡になるのではないかといふふうに憂慮をされております。先ほど申し上げました通り、福岡県においても毎年二件ないし三件の補償審査会請

求が出ており、さらにその請求が容された事件が多い実情でございます。
以上、今回の調査の概要を御報告いたしましたが、具体的な事件の内容その他問題点につきましては、審査官法案の審査の過程におきまして、関連して、これを解説して参りたいとかように考えます。ただつけ加えて申しておきたまへることは、今回の調査に当つて埼玉県と福岡県という形になつたのは、埼玉県は大体中小企業が非常に多い、しかかも何といいますか、零細企業を中心とする大企業のものと下請けをやつた中小企業と、基幹産業、鉄鋼、石炭、化学、こういったような大工場、大資本による大企業のものと下請けをやつた中小企業と、いう形でなく、主として独立された零細な中小企業が散在している、こういふたような状態のことと、福岡のところでは申し上げましたように鉄鋼、石炭、化学、こういった基幹産業でしかも代表的な大企業がござります。従つて中小企業はありますけれども、これが多くはこれらの大資本の大企業の下で下請といったような関係で、一つの関連性をもつてゐるといふところの相違性があると思います。そういう点を特に考慮に入れまして、以上の通り調査をいたし、御報告を申し上げる次第が選任されました。

○ 労働省からお見えになつております。
○ 山本 經勝君 それでは一つ質問をしてよろしいですか。
○ 理事(高野一夫君) どうぞ。
○ 山本 綏勝君 まず第一番にお伺いしたいのは、大臣お見えになつてないようですから、次官でもまた局長さんでもけつこうですが、労働保険審査官及び労働保険審査会法典なるものが、内容についてこまかに質問はあとから申し上げますが、従来あった基準法の定めております審査機構、審査会機構を廃止しなければならないという私は理由が実はわからぬわけなんです。そこで提案の趣旨はむろん新しい一つの立法措置になつてくるであろうと想つのですが、それについては基準法の根本的な精神が抹殺されるような結果が起りはしないかということを強く憂うるものであります。ですから、まず従来あつた基準法の三者構成による審査会機構を廃止しなければならないといふ点から一つ御解明をいただきたい、かように考えます。
○ 政府委員(齋藤總一君) お答え申しあげます。労災保険と基準法におきまして労災補償の問題を扱うのであります。が、実質的にはや似た格好になります。が、法律的な立場から見ますと、二つの制度は非常な違ひがあるわけでござります。で、基準法に基く補償のほとんどの大半は労災保険でまかなつておるわけでござります。その労災保険につきまして、何か問題があつた場合に一々裁判所に持つていくのであれば、非常にこの労働者の権利救済上困るというので、何とかして行政のワク内において権利救済の制度を設けよう、そのため監督署長の扱いに

不服な者は審査会、そうしてそれで不服な者は審査会、こういうことで決定して参つておるわけであります。で、この労災保険にからない五人未満の問題は、これは保険のように役所と労働者との権利義務の争いでなくして、労使の争いになるわけであります。この労使の争いに対してもこれまで裁判所に持つていくといふことは非常に実際上関係者の権利救済の上において不便である。しかし何か救済の方法はなかろうかといふので、便宜この審査会、労災補償審査会を設けてそこで救済しようとふう建前になつておるわけであります。しかしこの補償審査会といふものを独立に設けるといふことは、法律上は独立なんであります。が、実際問題として全国一年間に五十件内外しか事件が出てきませんし、かつまた労災についての実際の学識をもつておる労災保険審査会があるわけでございまするので、形式はこの保険審査会と独立の労災補償審査会ということになつておりますが、実質的には同じ方々が委員になつておるのであります。そこで第一に、なぜ基準法についてその制度を廃止したかということであります。が、一つの動機は、保険におきまして、審査会を廃止することになつた同じ人がなつておる。本家本元の方が一応廃止することにしたということが一つの契機になつておるわけでございまするが、もともと、さらに突つ込んで考えますと、保険の場合は、審査会の決定といふものは法的な拘束力を持つのであります。しかるところ基準法の方におきましては、元来労使の争いである。そしてそれは基準法上の最低労働条件でござりまするのさ、

これは他の者がとやかく言う余地がないはずである。で、決定は裁判所で決定すべきものである。そこで基準法の条文を見ますと、補償審査会は、事案の審査または仲裁をするという文句を使つておりますが、この審査または仲裁ということは、すべてのこれに關する案件についての裁判所の判決例は、すべて一致してこれは拘束力がないものである。こういう程度に過ぎないものである。こういう裁判所の判決例が全部一致しておるわけであります。つまり勧告程度である、こうしたことになつておるわけであります。そこで、そういう意味におきまして、保険の場合と基準法の場合とが法的な意味が非常に違ひます。そこで、一体それならばどうしたらいいかということで、今回の保険に関する改正におきまして、審査官がこれを第一次的に扱うということになりましたので、審査官に同じような基準法の案件について扱つていただく。ただその場合に、従来三者構成で民主的にやつておつたといふ精神は、これは尊重しなければなりませんので、その方が妥当と考えますので、審査官が扱う段階において、労使の代表委員をかねて委嘱しておきまして、その労使の代表委員と申しますか、代表參與と申しますか、その人たちの参画を得て、その事案についての意見を述べる、こういう制度にいたしたわけでございます。

関とどうでござりますかね、同じじソトにいたしましても、公並関係の代表を利益代表という言葉は非常に問題があるようですから、一応問題があるといふいたしまして、とにかく第三者公益的立場に立った委員を中心にして、労使双方の代表を加えた三者で協議をするということ、私は実質的に変りがたいと思うのですよ。それならば、してこれを廃止して、何といいますか、審査官によつて意見を聞いてやるといふ形に変えんでもいいんじゃないかと思うのですが、そちら边あまりにも技術的な点だけを考慮されたような印象を受けるのですが、その点どうなんですか。

とになりますので、実質的には、同じ案件をほとんど常時扱っている労災保険の方の機関を、こちらの方で同じように利用することが、実際的に有効であり能率的である。そこで今度の保険の方、審査官に行使の代表参考がついて、こういう態勢になりましたので、これを基準法上のその問題の扱いに当つていただく、こういうことの方がより実際的であり、妥当である、こういう考え方であるわけであります。

す。で三十年度の現在まだ審査中のものを持もまして七十六件かかっている。そしてほとんどひつきりなしの状態で審査会が開かれている。これは私どもたびたびその実情を見たり、あるいは要請に行つたりしてよく事情を知つてゐるわけで、三者構成のこれら委員の人々の努力といふものは並み大ていのものではない。こういう状態であつて、なるほど一年に一件しか、あるいは二件しかないという都道府県もあることは、これは事実であります。ところが福岡のこときは、あるいは北海道のこときは、やはり労働者が多いということによつて私は裏づけられると思うのですが、こういうふうに事件が多い。しかも現在福岡の場合は、基準局として六人の審査官で審査をして、どんどんその処理をしていく。そこでどうしても労働者側がこれに絶対に応じない、あるいは取扱いが妥当でないと考えるということから、再審の請求をするのですから、そうした事件が今申し上げたように非常にたくさんある。そうして三者構成の会議が毎月、一ヵ月のうちに多いときには六回も七回も開催されている。こういうような実情です。それから現地の調査に出かけたり、いろいろな仕事を活発にやつてはいる。この状態をみますと、いと、私は決して事件が少いということはいえない。なるほど労働者の少いところは、おのずから労働者の災害も少い、こうしたことだと思つ。で、全国的にみますと、やはり数からいいまして平均二百十五件の再審請求があることになっている。これは私は決して少い事件というふうに考えるわけにはい

かね。ですから、そういう状態から考
えてみても、今言われるようにな
るかな事件だからといふ考え方は、こ
れは法そのものの精神から、是正をし
ていただかなければならぬ点だと思
う。で、労働者が業務上災害によつて作
業を休む、あるいは治療をしたけれど
も、十分にもとに復することができぬ、
従来の作業を続けることができぬと
いうような場合に補償が生まれる。あ
るいは死亡した場合には、もちろん遺族
に対する補償が生まれるのですが、そ
ういう問題についての審査をする機関
として、この事件といふものは私は決
して少數だとうことで葬り去るわけ
にはいかぬと思うのですが、この立局
長は、少數だからと云う理由でもつて
そういう機関を廃止することが合理的
だ、こうふうふうに仰せになるわけで
すか。

保険の方の機関をその方に採用した方が能率的であり、実際的であるといふことを申し上げたわけでござります。で、今、先生のおっしゃいました年明け二十件も三十件も扱う保険の方の審査会の御活躍につきましては、私どももいたしまして、特に事件の多い福岡等におきましては、非常に感謝し、敬意を表しております。ただいまこれを今回何ゆえにこういう制度に改正したかという趣旨は、前に大田の提案理由でも申し上げましたように、元来最終的には裁判で決定すべき法律の解釈適用の問題である、それを各府県ごとに三者構成の審査会で決定いたされますと、それでも手続は最終的に決定されてしまうということになりますと、従来まま県ごとにいろんな同種の事件について、ある県の審査会は容認する、ある県の審査会はこれを却下するといふような、まちまちの例がござりまするので、そういうことのないようにならししたい。それからその間におきまして、この例はかねてのわれわれの悩みであつたのでありますが、研究してみると、失業保険につきましても、今あるいは健康保険につきましても、今までの案のような制度がすでに実施されておりますので、その例にならつてはいけませんので、従来審査官が一人でやつておる、年間、全国的にみますると約三千件あるのですが、二千件を審査官が単独で扱つておつたのを、それは、まあ単独で扱つておりまして、そのうち一千八百件くらいのもの

は関係者の得心を得て、その段階で解決しておつたのであります。が、今回けりの審査官の段階に最初から労使の代表参与の御参画を願つて、この問題の処理をできるだけ現地において早期に解決したい、そいたしますと、審査官の方だけでも二千八百件解決しておつて、残りが二百件でありますから、今回の制度によりますれば、おそらくは三千件のうち二千八百件、それにプラスアルファの事件がその段階で解決されるのではなかろうか、こういろいろに期待しておるわけでございます。

○山本 錦勝君 今の一事件にあつたところは私もよく存じておりますし、最近の事件でも、先だつて当委員会で救済の要請をしたわけです。これは基準法の点からいって、いろいろ問題が複雑な要素を示しておるのは、つまり労使双方の関係は、一つの事業場が合法的であれ、非合法的であれ、いかなる形にもせよ、とにかく仕事があるといふことになりますと、事業主は何らかの人を雇う、自家労働であるなら別といたしまして、雇うのですから、これは現に二瀬における下相田の炭鉱の落盤による死亡事件についてもまだ未解決ですが、こういったような事件、これは当然保護されていかなければならぬ、労働者のやることには變りはないと思うのです。これは局長も十分御存じで、しかも努力をいただいておるわけですが、そういうような問題がなほどわざかではあります、労災審査会が先ほど申し上げましたような多数の事件をかかえて、一ヶ月に多いときは七日も八日もかかるというのです、そういう会合をひんぱんに開いて審査していく上に、これらをやはり集

約していく、これだけでは私はない思ひのであります。けい肺の検診が昨年行なれました。その結果についての数字後ほど詳細に申し上げたいのですが大体二百六十ばかりのいわゆる認定を行われております。最近労働省の方らそれぞれ現地に通達になつて、年といわゆる校診の結果が集約さた。それから今度は、今までにけ肺で死亡しておる人々に対する問題も新たに加わつておる。そうしますと、相當な問題がこの審査会にかかるてくるわけです。ですから、いろいろことになりますと、今の審査を中心とした労使双方の参与によつて機構をもつてやると言われるのですね、なるほど基準法による審査はそこと一緒に集められた方がいい。しかも審査官だけがやつていてのじやなくして、これも審査会の委員が協力してやつておる実情を御勘案願えれば、小くともこれを労働者災害補償保険審査会にまとめて、少くとも労使双方の委員を許すというものじゃなくて、従来の機構そのままでやつていつて少しも差しつかえない。しかも経費の面でもわざが四万円というのです。むしろ労使双方が協力して、政府の負担を軽からしめるような努力さえもしばしば現われている。そういう実態に即して考えてみますと、どうしても私ども改正をせなければならぬという必要性を感じぬわけなんです。しかもそのこと自体が、先ほど言われるような法の精神ではなくて、單に事務上の法解釈適用、ここに重点が置かれている。実態に即した、災害によつて困つている労働者をどうするかという保護立法の精神ではなくて、單に事務上の法解釈適用の上で簡単にすばばと事務的

わ も が か が か が か と
に処理をしていきたい、こういうねらいがあるとしか受け取れぬわけなんですがね。そちら辺がまだどうも局長も御説明では納得がいかない。なるほど、いか、こういうふうに仰せになるからわからぬ。しかし今までの例は、労使双方の意見を十分に聞いて、そこで民主的に決定をするからいいではないか、いろいろな意見を言うでしょ。しかるべきをどのように取り上げるかといふことは、かかるてこの審査官の判断に属するそうしますと、うるさくなつたら、えいこれで適当にやつておけ、そういうことが今までの慣例なんです。そういうことになつてくると、これは私は火を見るより明らかなどころではないか、こういうように考へるのです。そちら邊も少し懇切な一つ御説明をいただかぬと理解がいかぬわけです。

た氣の毒さということであつて、業務上の障害であるか、業務外の障害であるかということはやはり客観的に決定しなければいかぬか、あるいは傷害等級の決定にいたしましても、単に労使関係で金を出す出さぬという関係でありまするならば、あるいは行政官なりあるいは第三者が中に立つて和解をさせる、遣族がかわいそらだからもう少しょけいに見舞金を出せというようなことは言い得るのでありまするが、保険という制度になつてゐる限りは、指一本切れた、切り取られた傷害等級といふものは、金持の労務者でも、貧乏な労務者でもやはり客観的に法律の定める基準によつてやるほかはない。ただその問題は事実認定が妥当にきまるかどうかということ、法律解釈の前提であるところの事実認定が妥当であり、正しかかということに問題は結局しほられるかと考えるのであります。この点につきましては、今、先生がおつしやいましたように、審査がめんどうなくなると、やつちやえというよくな場合も絶無とは私申しませんが、客観的に見まするならば、先ほど数字をあげられましたように、全国的に見れば三千件のうち二千八百件は審査官の判定に關係者が得心して処理されておる、それによつて残り二百件について審査会が審査して、なるほどこれはこの審査官の決定がまづいというのは、そのうちのわざか一割程度であるということは、これはその一割だからいいのだということは決して申し上げませんが、金穀的に見て、審査官の段階におきましても相当一生懸命にまじめにやつておるということは、一つ先生にもお認め願いたいと思うのであります。今回

の制度におきましては、先ほど申しましたように、一方におきましては審査官单独で扱つておつた段階に労使の代表参画の御参考を願うと同時に、從来は制度的にあいまいでありますた証人の喚問とか、あるいは鑑定人の鑑定とかいうようなものが制度的にきわめて——きわめてというよりも制度的にはそういうものの取りきめがなかつたのであります。今度は嚴重にそういう制度を法的制度に取り入れまして、誤まりなきを期しておるわけであります。そこら辺一つよろしく御丁寧をいただきたいと存ずるわけであります。

○山本經勝君 この審査官のやつておることの審査、それに対して不服があつて再審の請求をするという手続的な問題、その他審査官そのものが私は不都合であったと申し上げているんじやないですが、それは十分非常に努力をしていただいたことも私ども認めるのです。ところがそこで今度は、今、局長のおっしゃつたように、実態に即した問題の解決ということは、やはり災害の起つた現地がやはり中心だと思うのです。それで私も直接関係した、たとえば貝島の大ノ炭灰鉱での死亡の問題なんです。簡単に要点を申しますといふと、作業個所が少數の非常に天井の低いスラをもつて石炭を運ぶ作業個所で、しかもその曲方の坑道のワクがまを掘つておつた。そうちたところが——ワクがまと申しますのは、坑道を維持するために大きな鉄のはりを乗つける柱を片盤と両方に二本立てる。それが下がやわらかいところには岩盤につくまで掘り下げなければならぬ。二尺ばかりの穴を掘り下げるた

めに非常に短時間に掘らなければ天井が崩落する心配がある。従つて先山が作業を一生懸命でやつておる。従つて穴が深いのですから、うつむいてその中に手を入れて、突いてはごした泥を出すというような問題が起つたことはあるいは御承知かとも考えます。そこでそういう状態でありましたが、これは脳出血であるということです。審査官の方は公傷にしなかつた。つまり業務上の死亡ということにならぬのだという認定がなされた。しかし福岡の審査会はそれを取り上げて——遺族からの申し立てもございましたし、取り上げまして、非常に懇切な現場の実情を現地調査をし、作業の工程等を実演まですることによって、長い時間二尺余りの深い穴の中に頭を突っ込んだ形で、ワクがまを掘つたこの作業を行しておつたといふことが認定されました。そうして業務上死亡に該当した、こういう事例もある。その他今まで再審によつて業務上死亡の認定あるいは等級の変更等がなされた事例はほとんど具体的な現場について……このことは今言われた実態に則した問題の究明とということになる。これはやはり形上で法規解釈と適用だけに終るならば、こうしたほんとうの意味で努力をした労働者の死亡もあるいは災害も結構なことになる。これはやはり形上で法規解釈と適用だけに終るなりうる結果に陥つていくことは火を見るよりも明らかだ。こうしたひどい事件は割合に少いのです。一体に等級の変更とかあるいは業務上の認定の中でもこの種の深刻な問題は少いのであります。

すけれども、しかしこの一つの事件が
きわめて私は重大だと思います。この
法の精神ははじめて働くいた労働者が
業務上のために死亡した、あるいは
災害をこうむつたということをほん
とうの意味で救済することが目的だ
と思う。そうしますと、申し上げるよ
うに、審査官の法文の解釈も適用だけ
に終るような事態になりますといふ
と、これは救われない。結果はこうい
う事態になつてくる。あるいは公傷が
残るというような場合の認定と申しま
しても、実際はその人のからだを単に
診察すればいいということだけではな
く、その作業の実態といふものが調査
されなければほんとうの意味の……そ
の労働者がそのときの状態においてど
うなつたか、あるいはその後どういう
形で治療の経過をたどつてきたかとい
うことでもやはり実態に即するという問
題の中に入つてくる。こうした問題は
やはりむしろ事務上の煩瑣とか何とか
いうことで葬られるような事態になり
ますといふと、これは全く法の精神を
没却したり方と、こういうことに
なつていくと思う。ですからそういう
ような問題を今度の法案の中では、つ
まり再審はするが、しかしそれは中央
の審査委員がやることになつてゐる
中央でやる、それではこの実態に即し
た問題の処理なんということはおよそ
織の遠い話で、わざわざ出てくること
も困難ですし、しかもわざかな給与で
生活をしている労働者が東京まで出て
きて査証をしてもらわなければなら
ぬ。こういふようなことは福岡のご
ときは年間何十人もが東京に上つてこ
なければならない、こういふような問
題になつてくる。このことを考えてみ

ますと、私はそれは福岡は労働者が多いからそくなつてくるのでありますようが、全国的に見ましても、この種労働者のそなした経済的余力といふものがありますから、その点はまことにこの立法精神とは反する結果になる。この点から見ましても、どう考へても、単に再審ができるということになるのでありますから、その点はまことにこの立法解釈と適用を事務的に簡素化、早く片づける、こういふ考え方方が基礎になつて今度の基準法の一部改正を含むこうした立法措置の提案になつたのじやないか、こういふふうに考へざるを得ぬのですが、その点はどうなつておるのであら。

る実演までしてなさるということは非常にありがたいことであります。この御苦労に対しても感謝するのであります。が、こうしたことはそういう方々にお出まし願わなくとも、たとえば九州におきましては九州の大病院とか、あるいは労災病院とかという権威あるところの医師の方々に厳密なる現地鑑定といふものを、権威をもつてなしして判定していくだけば、それはそれで解説される問題ではなかろうかと考えるわけでございます。

いろいろややこしい問題について鑑定などを持ち上げてくるといふと、事態は非常にむづかしくなり、手間ひまがお互いにかかることになりますので、今後この法案におきましては厳重に証人なり、鑑定人なりの制度を設けまして、今度は福岡にはただいま申しました病院のほかに、穂波にも病院を設けることにいたしておりますし、そういうことで、できるだけ末端の現地におきまして、事實認定の適確を期することになりますが、一々東京に事案が送られるということのないようにしてまいりました。されば、私の方からもしよつちゅうますれば、私の方からもしよつちゅう戒めますけれども、審査官の段階において労使の代表参与がこの御注意をいただけることになると存ずるのでござります。

そういうことで事実認定につきまして、事実そのものについて当事者においてほとんど争いがない。それを今度は障害等級表で第何号に該当するかと

いう法律問題が残つて、当事者からも
はまるかといふことで争つて東京に出てくる。そういう場合がほとんど
ありますようが、法律論としては、障
害等級表に、この事実はどうちに当
する。東京は東京なりにそれまでの
代表参与のついた審査会において決定が
されると大部分かと考えるのであります
が、これは東京は東京なりにそれまでの
なお不十分であるという場合には、あ
るものにつきましては原則差し戻しが
いたしましよう。ある事案につきましては
しては、さらに権威ある方の鑑定を依
頼しましようし、場合によりましては
審査会の委員が直接に現地に出かける
といふように、もう関係者の方々が経
済力もないのに無理々東京に出てこ
なければいけないといふような事態の
ないよう事案を処理していくたいし、
また、そういうふうに法案を構成して
おるつもりであるわけであります。

る、これが私は大きな問題になつてしまふのじゃないか。それでは医師の認定にしましても、たとえば健康保険医あるいははまた指定された公立の病院あるいは労災病院等、直接関係のある病院の医師の認定であれば誤まりないと、いふことにならぬと思う。あるいはその傷害や実態等によりますといふと、それぞれ専門の医師が、しかも医師もやはり医師自身の能力にも段差があることはこれは否定できぬと思う。そらします」というと、その事実認定をすることにそれぞれ実態に即して差がある、あるいは地方々々によつてまちまちである。むしろそれが私はこの事案については実態だと思うのですが、その点はどうでしょうか。それを一的に局長の方では事実認定をするようになります。なるほどそらなりますと、業務上の問題として扱われる当局としては簡単で都合がいいでしようが、それじややは労働者は助からぬと思う。

ほど申し上げましたように、事実認定結果、同じ事実について法の適用があるものが業務上になる、あるものが業務外になる、「これが私どもとしては非常に困るわけです。」三日前も私書類を見て発見したわけでござりますが、これは大阪の事件でござりますが、私どもの常識から申しますれば、当然のことですが逆に地方の審査会において逆の扱いを受けておる、そこで相手方の労務者は何としても不満であるといふので、裁判所にかけたら、裁判所の方で、大阪の審査会の決定は間違つておると言うて取り消しをされておる。これなども私どもは、初めから裁判所の決定例の方が正しい、これはかねて地方にも通牒を出しておつたのがどうしてこんなことになつたかなというような感じで、非常に關係の労務者の人に迷惑をかけている。事実の認定は千差万別であります、それはそれなりに客観的、合理的に権威のある認定をする、法の適用につきましてはそれぞれの質に応じて間違いのないような適用をしなければいけない。これにおきましては先生と同感であり、先生も御賛同願えるのじゃなかろうかと思うわけであります。

査官の認定の誤まりであつて、あるいは手落ちというか、むしろそういうことがあることがあります。こうした立法措置を講じようといふことは、これはおかしくした当局自身の認定といいますか、やはり業務上の問題として、おもしろ局長の方から厳重に監督指導され改善されなければいけない行政的なものである。ところが、法を改正しようと、いろいろところに理由づけられたのじゃこれは困ると思う。こういう点はどうなのですかね、今の同じ事実の上に立つて、その認定が二つの監督官によつて違つておつたということは、どう考へても私ども理解できない。そういうようなことでは、私はさらにつこの法改正の精神が重大な疑惑を感じてくる。裁判所の決定の方が正しかつた、そういうことでは審査官というものは全くあてにならぬ、たよりないものになつてしまふわけなんですが、その点はどうなのですか。

り、具体的な措置が講じ得るのかどうか。

○政府委員(富樫總一君) これはその監督署長の段階、審査官の段階、それから中央の段階、この三つを経て、中央の段階において絶対に間違いがない、神様から見ても間違いのないということは私としては保証できません。

その最終的決定は制度的には最高裁判所において決定されるわけでございます。しかし、そういう事例が最小限度に食いとめ得るということが、現在われわれの考えた制度としては、この改正ではなかろかといふに考えておるわけでございます。

○山本經勝君 そこで審査官が、実際に問題として事案が提起されて参りますと、審査に当つて、その際に初回で、あるいは参考させてやるんだと、こういうのと、先ほどの私質問しましておれどもはつきりしなかつたのです

が、はつきりお答え願いたいのは、現在の三者構成で決定するといふには。

○政府委員(富樫總一君) どういう点と申しますか、先ほど申しましたように、事実白と黒との扱いの相違が出てくるのであります。そこはおそらくおのずから三者構成で決定するといふことは、ちょうど労働紛争時のあつせん調停みたいに、おのずから妥協と、まあこの程度といふに折り合うと

いうような心持、また人間でございまするから、そこに感情だと、冷酷とかあるいは同情とか、そういうふうなものが織り込んで、そういうことに

なる傾向がちよく出てくるのでございます。

はなからぬかというよう考えるわけ

といえども、保険の金を出すべきか出さざるべきかということは、法律の根柢がなければいけないわけであります。ま

あ氣の毒だから出そうじゃないか、あけつこうだといふと、それだけはちよつと工合が悪いので、それまで裁判所に不満なら不満のやつが訴えること、そこにまた文句が出る、こういうことになるので、まあ私どもとしては非常に苦心いたしまして、実際問題から申しますと、今まで三千件のうち二千八百件は審査官だけでやつておった

使の代表参与の御参考を願うというこ

と、そこで最終的な審査においてもやはり両方の意見を聞くという形になつておるのと、いわゆる三者構成と

どう違うか、こうしたことだと思いま

すが、その点は先ほど政府委員の方から申上げましたように、やつぱりい

わゆる三者構成といふのは、先ほど申し上げましたよないろいろなファクターが加わって、いわゆる準司法的な

ますが、こちらから申しましても非常

なそれだけの手間がかかるわけであります。だけれども、おつしやいました

方々も非常に御苦労願うわけであり

ます。ただれども、おつしやいました

心持、建前を浸透させてやりたい。だけれども一方におきましては、この客観的な的確性を得たい、その中間を

非常に苦心して、こういう制度を考えたといふことは一つ御了察いただきたい、こういうふうに申し上げるはかないわけであります。

○山本經勝君 大臣もお見えになつておるようあります。大臣に今のことを伺つておきたいのですが、今局長のお答えは、私の質問したこととは

おおきに苦心して、立派化してやつたのでござります。法律問題で勞使双方を呼んで、そこでよく話を聞いていかなければならぬ、こういうことにならぬでも、現行の状態を十分監督指導なさつていかれるだけで間に合

うのではないかと思う。その考え方

をはつきりお願ひしたいのです。それ

から大臣の今おつしやつたいろいろな

判決を下すには適当ではないのではな

いかといふことで、苦心をいたしまし

た結果、審査会の最終段階においては

双方の意見はもぢん聞く、しかし決

定するのは審査会だけでやると、こう

ふうに考えまして原案を提出いたした

か、それとも裏腹に即した、事実の認定に基づいて、ほんとうに法の精神に従つた結果、労働者を救済する業務上の障害に

ます。ただれども、おつしやいました

か、それとも裏腹に即した、事実の認定

を伺つておつておる。そこで、おそらくこの場

は私はこれは裏腹驚くべき言葉だと思います

が、そのファクターはどういうもの

ですか。非常にじやまになるものです

か、それとも裏腹に即した、事実の認定

を伺つておつておる。そこで、おそらくこの場

は私はこれは裏腹驚くべき言葉だと思います

か、それとも裏腹に即した、事実の認定

を伺つておつておる。そこで、おそらくこの場

はその三者がお話をなさつて、三者の意見を見統一して決定をされるということになるわけでございましょうが、この改正案にはその決定に参与していた

ところです。そこで不服の申し立てをすれば、改正案にはその決定に参与していた

ところです。そこで不服の申し立てをすれば、改正案にはその決定に参与していた

ところです。もし審査官が労使双方それをあらかじめ指名された代表の意見を聞くというものが、改正案にはその決定に参与していた

ところです。そこで不服の申し立てをすれば、改正案にはその決定に参与していた

ところです。もし審査官が労使双方それをあらかじめ指名された代表の意見を聞くというものが、改正案にはその決定に参与していた

ところです。そこで不服の申し立てをすれば、改正案にはその決定に参与していた

ところです。もし審査官が労使双方それをあらかじめ指名された代表の意見を聞くというものが、改正案にはその決定に参与していた

ところです。そこで不服の申し立てをすれば、改正案にはその決定に参与していた

ところです。そこで不服の申し立てをすれば、改正案にはその決定に参与していた

ところです。そこで不服の申し立てをすれば、改正案にはその決定に参与していた

ところです。そこで不服の申し立てをすれば、改正案にはその決定に参与していた

○政府委員(富権經一君) 先ほど大臣が私の説明を引き継いでこの情実、因縁という言葉を使われましたが、ここで私が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

官及び労働保険審査会法案に対する質疑はこの程度にいたしたいと存じます

が、これらの労務者につきましても、労働者に対する労働関係諸法による保護が円滑にいかないだらうし、あるいは

組合が怠慢しておるような不当労働行為の今後の絶滅ということも期しがた

い。ですから失業問題、これは総括的

に申しまして、離職に伴う失業対策の

問題とあわせまして、不当労働行為そ

の他関係諸問題の対応交渉が労働省と

調達庁との間でどういうふうに調整さ

れ、どういうふうに進行しているか、

その段階をまず承り、それからあわ

せて今後の対策をどういうふうになま

るつもりであるか。あるいは労働省と

調達庁双方の間で話し合いをなさる機

会もしばしばあると思いますが、そこ

でこれはやはり統一された方向で進ま

ないというとらくなからうと思ふの

ですが、そこら辺の具体的なやり方が

どういうふうになつておるか。そこら

辺を伺いたい。どちらからでもけっこ

うですが……。

○政府委員(海老塚政治君) 御質問の

うち失業対策につきましては、調達庁

といいたしまして、当委員会におきまし

ても先般この問題につきまして御質疑

のように伺つておりますが、それが現

てかえつて障害になる、こういうこと

であります。

○山本經勝君 私は特に的確に行われ

なかつたかといふうに的確に行われ

るので、どういふうに的確に行われ

なかつたかといふことは、今後審議

上に重要なかぎになつてくると思ひ

ますので、次回に資料を出していただ

いて、さらに質疑をしたいと思うので

す。

○委員長(重盛壽治君) 労働保険審査

二本建でやられておる姿がはつきり見

ります。

労働行政に関する調査の一環とし

て、駐留軍労務者の失業対策に関する

件を議題といたします。御異議ござい

ませんか——御異議ございませんね。

○山本經勝君 海老塚労務部長さんにお伺いしたいのですが、例の駐留軍閥

お伺いしたいのですが、例の駐留軍閥

は十四級であると対立した場合だ、ま

あ多くの場合閑連いはないのでありま

すが、まだ妥協して、足して二で割

れる障害等級にしておるありますか

人方にお願いしておるのでありますか

ら、多くの場合閑連いはないのでありま

すが、まだ妥協して、足して二で割

れる障害等級にしておるありますか

人方にお願いしておるのでありますか

ら、多くの場合閑連

と同様の措置をとつてもらいたいということを先般も陸軍当局に要望いたしましたのでございますが、事は陸、海、空三軍に通ずる問題でありまするので、陸軍だけで回答することができないという返事になつております。三軍の意見を徴しましておりまして、三軍の意見を徴しまして回答いたしたいという返事がござりますので、私どもいたしましても直接FECあるいは三軍を代表する地位にあります立場の関係官を通じて、この問題をさらに折衝いたしたい、こういうふうに考えております。

なお、解雇の問題につきましては、これは御質問の趣旨がはつきりわからなかつたのでございますが、日本の法律に従いまして解雇の措置をとるといふことはもちろんでございます。

○山本経勝君 労働省の方にちよつとお伺いしたいのですが、先日、さつき申ししたように、中西労政局長にお目にかかるて、一応経過——中間状況は聞いたのですが、これは労働省の方では、主として今度の板付の解雇問題、あるいはまた最近起つた東京の直用と、それから間接雇用とがあつたよう聞いておりますが、即時解雇の問題が出た、こういつた問題については労働委員会でも決議をしておりますし、また、法務委員会の決議も御承知の通りなんです。その後こうした問題に対応する交渉なり折衝を直接、課長はやつておいでにならなかつたならば、あるいは詳細におわかりにならないかもしれません、おわかりの範囲でつこらですが、一応お聞かせ願いたい。

○説明員(大野雄二郎君) 板付の保安解雇の問題に関しましては、四月中旬、長い間かかつておりました調査を一応まとめまして、米軍にその意見を出しまして、米軍は自後これを検討いたしまして、五月の初旬に米軍の方と軍の方と折衝をいたしました。で、米軍の方はその折衝の結果に基きまして目下検討中でございます。

それから直用の解雇の問題につきましては、この委員会でも再々お答え申し上げましたように、紛争処理機関の設置によつて円滑なるその解決を望むことがあります立場の関係官を通じて、これが根本的解決と考えまして、機会あるごとにあれば合同委員会の労務小委員会、それから空軍と折衝するときには、その場において、また外務省等の筋を通して、米軍の方と話を進めておる状況でございます。

○山本経勝君 米軍の方が目下検討中の話もこの間聞いたのですが、これは米軍の方が、労働省に対して何らかの回答をするような筋になつてゐるのですか。

○説明員(大野雄二郎君) 結論が出来ば、とうてい私は交渉の成果をあげることはできないと考えております。

○山本経勝君 そうすると、実はどういふ交渉をなさつてあるか、さつぱりこちらの側からわからぬわけですが、特に公表といふのはどういう意味か理解しかねるのですが、公表といふのは、たとえば新聞に発表するとか一般に知られるというのじやなくて、ここで、国会のこの委員会で、もしこれはどういう内容であるかということを御質問申し上げれば、これはお教え願わなければならぬのじやないかと思うのですか。

○説明員(大野雄二郎君) 私はむづかしい法律論は別といたしますが、現在の段階においてさもくなことを申し上げれば、不特定多数の人に対する機会となりますが、しかし、まだなると想ひます。しかしながら、今の調達、労働関係当局が同じ問題を一つの相手に向つて二本建で交渉をなさつてゐる姿ですから、そこが何を調整した一本建のものにするかと必要だらうと思う。もちろん方向がそこで統一されておらなきゃ有効にいかぬと思うのです。私は二、三回折衝もしたし、やつてもみたんですが、話がみんな違つてゐる様様で、向うでもやはり困つておるという格好がうかる。私がわるので、そちら邊のお考え方方はどうなんでしょうか。

○政府委員(海老塚政治君) 不当労働行為の問題その他につきまして、軍との関係で折衝をいたしますときには、されども、どういうふうになるのかさつぱりわからぬというような姿だと思うのです。それではさつぱりどうもしよ

これは公表しないといふのはどういうわけですか。

○説明員(大野雄二郎君) それは個人の問題に当然わかつておりますし、また、米軍と労働省の行なつておりますので、これを発表いたしますけれども、これはある意味において外交折衝でございます。またいろいろ及ぼす問題もございますし、元来

政府内部の違つた見解を示すといふことは、同一事案につきまして違つた見解を示すということは、交渉上双方の目的を達する上において非常にマイナスになることははつきりいたしております。労務問題につきましては、すべて折衝の経過も、これはある意味においては外交折衝でございます。

○説明員(大野雄二郎君) それではございませんして、労働省と連絡をとつておられます。また私自身、個人的なことを申してははなはだあれでございます。

○説明員(大野雄二郎君) それではございませんして、労働省の方々とは個人的に十分知り合ひになつておりますので、話はさつくばらんに労働省との連絡ができる立場にあります。外務省に關する意見を調整し協力して、関係各省の意見を調整し協力して、交渉の推進について何らか有効な、しかも進む方法が考えられているのか、今までのところ、先ほどからお話をのよ

うに、

うがありませんし、今の部長さんの
おつしやるような立場から申しますと、
今後とも努力するし、今までもやつて
きた、これは私ども認めているんです
よ。ところがいつまでたってものれん
に腕押しさせつけりきがつかぬとい
う状態でするといつておるわけで
す。ところがそれではやはり現実には
労働者が被害をこうむつておるんですね
から困る。そこで私ども申し上げてお
るのは、何らかの目安を持つた交渉が
進められぬというと解決も促進されぬ
であろう。ただ個人的な知り合いや、
事務的な連絡がありましても内部的の
問題であつて、それは米軍の方に当る
ところは一向に影響が変わぬといふこ
とも言えるのぢやないか。ですから両
方で、同時に組合の代表も加えるなり
して話し合ひなさるか、そうしてこの
交渉の段階等については隨時両者が、
つまり調達庁と労働省当局者と組合と
三者で話し合つていただいて、そろし
てそこで方向を定めて自後の交渉の促
進というよくなことはお考えになれば
いかどうか、これは両方に一つお伺い
をしておきたい。

力をいたしておるのでございまして、今後も十分組合側と労働省側と連絡をとりました上で軍と折衝を進めていきたい、こう考えております。

○山本經勝君 労働省の方はどうでしようかね。

○説明員(大野雄二郎君) 労働省と調達厅が足並みをそろえてやつておりますことは、海老塚部長の方から答えられた通りでござります。なぜこれを一本にやらないかといふ御質問は、もつともと存じますが、何分間接雇用と直用とでは基本的な状況は變つております。それから直用の四名につきましては、御承知の通り、福岡地裁で仮処分の決定が出ております。そういたしますると、板付の問題につきましては一二十二名について共通の問題でございますが、違う問題でござります。これを両方でやつてもよろしいのでございましょうが、問題は個々人の解雇にござりますので、分離してやることは一向差しつかえないと考えております。ただその共通の事象に対しましては同じような判断でやつておることは、先ほども申し上げた通りでござります。それから組合の方ともお話をよく承わつておりますことは、これも調達厅の方からお答えになられたと同じでございます。これを米軍と交渉するとき一緒にするかどうかといふ問題につきましては、これは十分検討しなければならない問題だと思います。組合側と完全に意見が常に一致しておるとは限らないものでございまして、労働省の方と組合と一緒にになって米軍と交渉できない場合もあるかも知れないし、またた、交渉を円滑に進めるためには両者

が一緒に出るのがいいか、あるいはしばらくにした方がいいのか、これもそのときそのときに応じて考えなければならぬ問題ではないかと思います。現在の状況からいたししますと、労働者が単独で交渉するのが最もよろしいと考えております。

○山本經勝君 労働省が単独でやられるということもけつこうだが、その交渉の状況がどうひやふうに進んではいるのかわからぬわけです。問題は單ども労働組合の二つだとと思う。両方が焦点だと思う。ところが、の中を通る道が労働省の通っているルートとそれから調達庁の通っているルートは二つになつてある。そこにはもうまくないところがあるよう感じられるわけですが。交渉がどういうふうに進行しておるかといふことになると、相手からいふと、天びんにかけていいかげんにやらしておけばいいといふことも極端に言えれば言えると思う。そこで、政府の立場はいわば調達庁は労働者とともに被害者の一方をなすと考えてもいいわけです。そこで労働省の方がむしろこれを監督指導し、保護していくといふことになつてくるのが筋ぢやないかと思うのですよ。不当労働行為等の問題になりますと、これが間接雇用であれ、直接雇用であれ、その雇用の状態のいかんにかかわらず、労働関係諸法は労働者を守つてゐるという建前であります。そくしますと、むしろ調達庁が労働省にパッセンセされ前進するというような格好になるかと思う。ですからそこでやはり交渉の要領なり、方向といふものを統一してからなければ、私はうまくないと思う。しかもそ

れぞれ交渉の段階が違つておつたり、あるいは同じ問題について見通しが変わつておるという格好では、これは要望なんですが、組合の意向を十分に聞いていて、ただいて、決議の趣旨にのつとつて一つ交渉の方式なり、見通しを立てて、そうしてまたその組合の折衝をなさる際に、その段階については一つ懇切に説明を願つて、それからして協力してもらいたい。こうしたことにならぬといふかぬのだとと思う。そういう点で、時間もございませんし、非常に超過しておられますから、この程度で本日あれしておきますが、どうぞ一つ労働省も調達庁の方も一つお骨折り願つて……関係者は非常に困つておるのでですからね、現在問題として……、ですからそこから辺十分御配慮を願つて、早急に組合の方の理解のいく機会も作つていただきたいし、できれば一本建の交渉をなさるべきだと思う。もちろんそれが労働省の大野課長がおいでになるか、調達庁の海老塚部長がおいでになるかということよりも、統一された意思の上に立つて、統一された目標でもつて交渉が進められぬといふと、その交渉は成程をあげぬと、そういうことを一つ御要望申し上げまして、一応この程度で私の質問を終りたいと思います。

かと思うのだが……。どれだけの責任をもつて、どういう交渉をしておるか知らぬが、それならば労働組合なり、たとえば労働省が考えること自体のような、希望のような条件さえ出なかつたという場合に、どういう責任を、だれが負うんですか、一体……。そういうことと、それからもつと極論すれば、やつてるやつてると言ひながら、内容も、どういう交渉をしているかということを、委員が行つても聞かせることができないといふくらい極秘にやつてゐるといふことになれば、結論は、極論すればやつておらぬでもわからぬわけだな。もう少し突き詰めて言うならば、委員会は決して政府と反対的な立場に立つてゐるのではなくて、これは速記の上に余り残したくない問題になるかもしれないが、政府も、委員会も、労働組合も、三者一体になつて、こういふ問題はよりいい処理をつけようといふ考え方がある、言わず語らずのうちにあらはすであつて、従つてもし委員の中にも、労働組合の中にもいい考え方があるならば、いい考え方を聞いて、それを交渉の上に乗つけるくらいのものがなければ交渉がうまくいかぬと思うが、そういう考え方はないんですね。どつちからでもいいんですが……。ちょっとと速記を止めて。

委員の異動を報告いたします。五月十五日に藤原道子君辞任、菊川孝夫君選任、以上であります。本日はこれをもつて散会といたします。

午後四時三十八分散会